

令和元年度 フロン対策講習会

都の取組と充填回収業者の
義務について



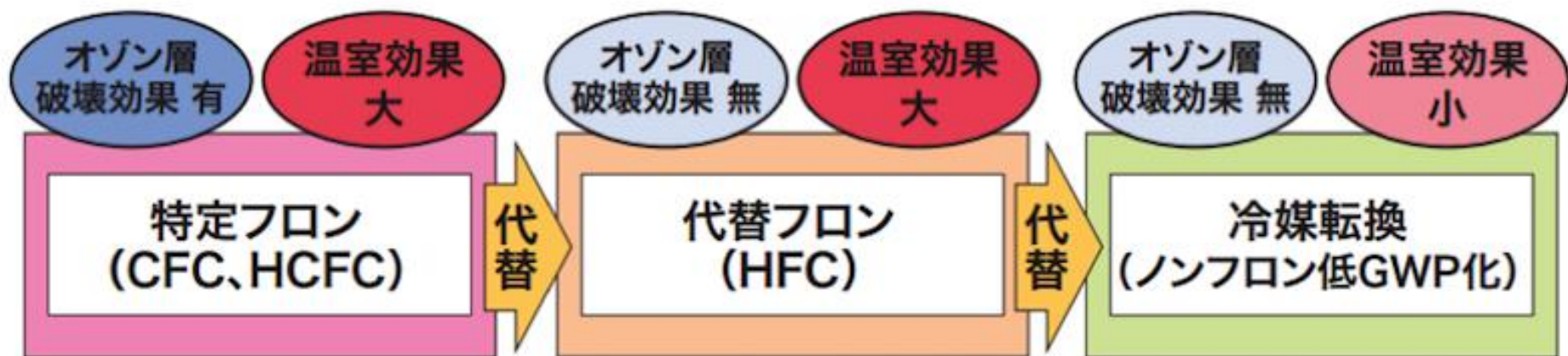
東京都環境局

ご説明内容

- 1 フロンをめぐる動向
- 2 都の取組
- 3 充填回収業者の義務

1 フロンをめぐる動向

フロン類の種類と環境影響



モントリオール議
定書で生産・輸入
を規制

キガリ改正で
生産・輸入規制

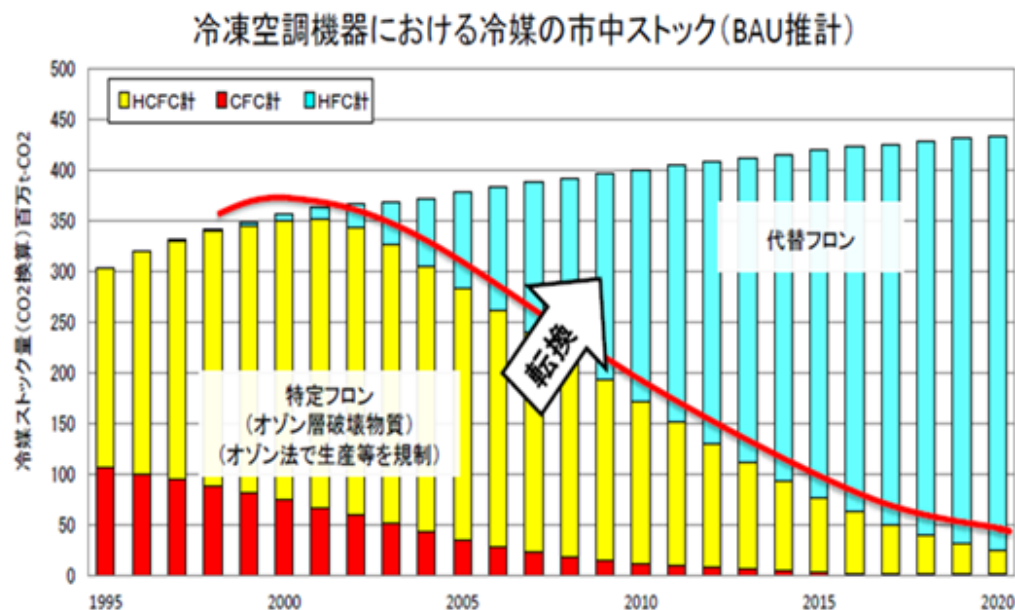
※ GWP : 地球温暖化係数
(CO₂を1とした場合の地球温暖
化影響の強さを表す値)

フロン排出の現状

- 特定フロンから代替フロンへの転換を図ってきた結果、代替フロン排出量が増加傾向

＜都内代替フロン排出量＞

- ・目標 2020年度 2014年度値以下(3.9百万t-CO₂以下)
- ・実績 2017年度 5.2百万t-CO₂(速報値)

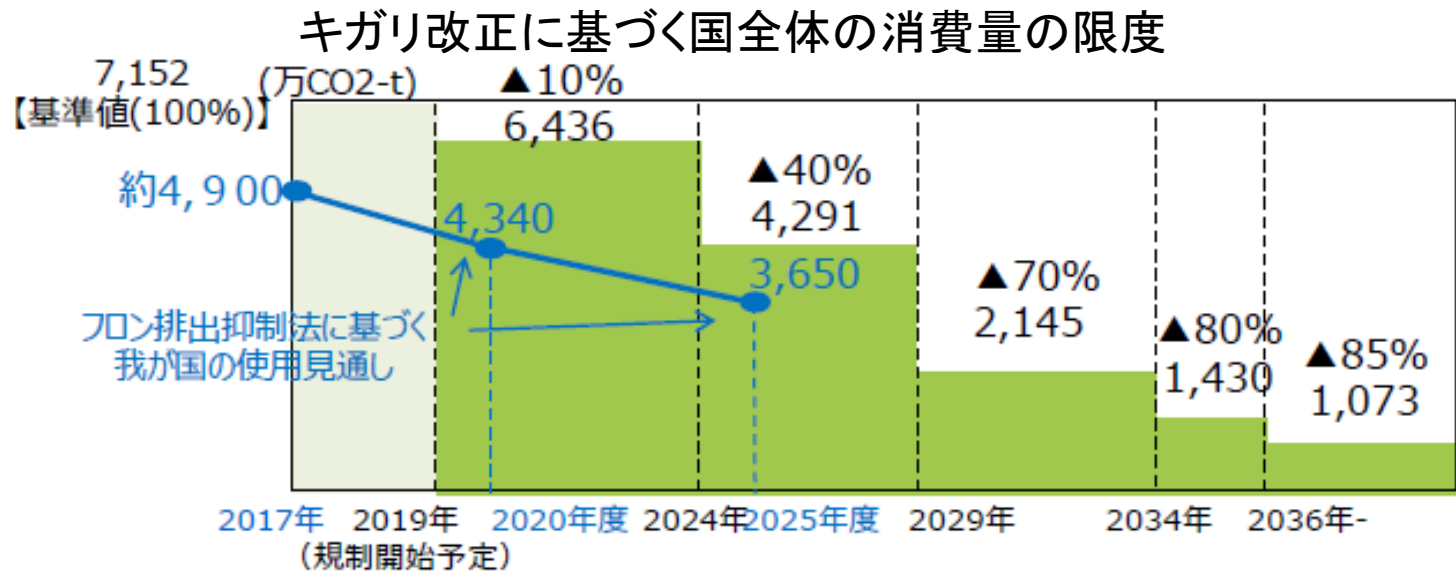


BAU: Business As Usual ※フロン分野の排出推計においては、現状の対策を継続した場合の推計を示す。

出典: 実績は政府発表値。2020年予測は、冷凍空調機器出荷台数(日本冷凍空調工業会)、使用時漏えい係数、廃棄係数、回収実績等から経済産業省試算。

キガリ改正

- 2016年のモントリオール議定書キガリ改正に基づき、2019年1月から代替フロン^①の製造、輸入規制が開始
- 今後2036年までに段階的に85%まで生産量、消費量が引き下げられていく



※基準値: 2011-2013年の平均値から計算

2 都の取組

省エネ型ノンフロン機器の導入補助

都内の中小事業者・個人事業主を対象に省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケースへの補助を実施

①	補助対象者	中小事業者及び個人の事業者（リース含む。） ※冷凍冷蔵倉庫及び食品製造工場を除く。
②	補助対象機器	省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース
③	補助条件	・都内の事業所に設置されること。 ・未使用品であること。 ・2020年3月13日までの間に設置完了されること。
④	補助対象経費	補助対象機器の購入費及び工事費
⑤	補助金の額	設置に係る経費の1／3 ※国等の補助がある場合は、その額を除いた額
⑥	限度額	1台あたり500万円 1事業者あたり1,500万円まで。
⑦	申請期限	2020年3月6日まで

管理者への普及啓発

地域商工団体と連携したフロン排出抑制法管理推進事業

- 目的：フロン法の普及と確実な点検実施
- 事業概要：
 - 地域商工団体に対し、指導員がフロン法の説明を行う。
 - 指導員が、当該地域の事業者を訪問し、簡易点検の対象や方法及び記録簿について説明。
- ねらい：商工団体を通じた情報共有と、点検等の取組の確実な実施

管理者への立入検査

平成27年度より民間企業及び公共機関への立入検査を実施

主な立入検査先

(平成30年度、令和元年度)

商業施設

スーパーマーケット等

事務所

金融機関等

教育施設

学校

物流施設

冷蔵倉庫等

管理者への立入検査

事例⇒指示事項

- ・点検対象機器を一部誤認しており、点検していない機器があった。
空調機のみ点検を実施しており、冷凍冷蔵機器は対象外と誤認等。

⇒早急に点検を指示

- ・点検回数不足

⇒点検を法定の回数行うよう指示

- ・記録簿の不備

⇒点検に係る事項を記載した記録簿を整備及び保管を指示

- ・書類の未保存

⇒修繕を行った場合は充填回収証明書を受け取り保管を指示

依頼事項

- ・機器ごとの一覧表の作成
- ・使用していない機器の適切な処分

解体工事現場への巡回指導

解体工事現場への巡回指導、普及啓発を実施

事例⇒指示事項

- ・設置機器事前確認書の未交付及び交付が確認できない等
⇒書面の交付及び交付の確認を指示
- ・引取証明書等の交付
⇒確実な交付を指示

依頼事項

- ・フロン回収済の機器に、「フロン回収済」の旨を記したシールの貼付等
- ・フロン法対象機器の設置されていない現場においても、今後の解体現場において、対象機器があった場合は確実なフロン回収を行うよう依頼
- ・使用していない機器の適切な処分

元請業者の確認及び説明

設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事発注者

電話番号：

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	
第一種特定製品の設置の有無	
☐ あり	☐ なし
「あり」の場合その種類と台数	
エアコンディショナー	冷蔵機器及び冷凍機器
台	台
特定工事発注者の皆様へ	
※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。	
※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。	
※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収関係機関にご相談下さい。	
※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。	

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

(下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。)

様式については「(財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 www.jreco.or.jp

元請業者の確認及び説明

誰が

工事の元請業者が

誰に

工事発注者に

何をどのように

- 第一種特定製品の設置の有無を確認、確認結果を
書面で交付する。
 - 書面の交付年月日
 - 元請業者の氏名又は名称、住所
 - 工事発注者の氏名又は名称、住所
 - 工事名称、場所
 - 第一種特定製品の設置の有無の結果

3 充填回収業者の義務

フロン類充填回収業者の義務

- ① 業者の登録(登録・更新・変更・廃業等)
- ② 充填基準の順守
- ③ 充填証明書の交付
- ④ 回収基準の順守(整備時・廃棄時)
- ⑤ 回収フロンの引取義務(整備時・廃棄時)
- ⑥ 回収証明書の交付
- ⑦ 引取証明書の交付・写しの保存
- ⑧ フロン類が充填されていないことの確認
- ⑨ フロンの引渡義務
- ⑩ 充填量・回収量等に関する記録と保存
- ⑪ 充填量・回収量等の都への報告
- ⑫ 省令に基づく第一種フロン類再生業
- ⑬ 再生証明書／破壊証明書の回付・保存
- ⑭ フロン回収等の料金説明

フロン類充填回収業者の義務

① 業者の登録(登録・更新・変更・廃業等)

- ・ 都充填回収業者登録数 3,939者(10月末時点)
- ・ 5年ごとに更新が必要(フロン排出抑制法第30条第1項)
有効期限内に更新を受けない場合は、その登録の効力を失う
- ・ 法人や事業所の情報(名称や住所)に変更があった場合は30日以内に変更届の提出が必要(法第31条第1項)

フロン類充填回収業者の義務

② 充填基準の順守（法第37条第3項）

- フロンの充填を行う前に、点検記録簿を確認
- 当該第一種特定製品も目視で確認
- **原則、フロンの漏えいがないことが確認できるまで充填を行ってはならない。**
- 充填作業中にフロンを大気中に放出しないよう必要な措置を講ずる。
- 十分な知見を有する者が自ら実施するか、若しくは立ち会うことが必須。

フロン類充填回収業者の義務

- ・ 充填のやむを得ない場合とは

- 冷凍機能が維持できずに飲食物等の管理に支障が生じる等の人の健康を損なう事態や、事業への著しい損害が生じないよう、応急的にフロン類を充填する必要があり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、1回に限り充填することができる

出典 平成30年12月フロン排出抑制法Q & A(第5版)

フロン類充填回収業者の義務

③ 充填証明書の交付(設置時・整備時)

(法第37条第4項)

- ・ 充填を行った日から30日以内に管理者に交付

⑥ 回収証明書の交付(整備時)

(法第39条第6項)

- ・ 回収を行った日から30日以内に管理者に交付

Q 「整備時」と「廃棄時」の書面について

A 廃棄時も機器からフロンを回収するため、発行する証明書を『回収証明書』と勘違いしている方がいます。廃棄時は、行程管理制度の引取証明書です。御注意下さい。

フロン類充填回収業者の義務

⑦ 引取証明書の交付・写しの保存 (法第45条第1項)

- ・ 廃棄等実施者からフロンを直接引き取った時は、
30日以内※に引取証明書を交付(写し3年間保存)
※建物の全部または一部解体を伴う場合は90日以内

Q 廃棄時のフロン回収の証明書は何を使ったらいいの？

A 市販されている行程管理票をお使いいただくと、フロン回収
依頼から引き取った証明書まで記載できる様式となっています。
フロン回収の依頼者(廃棄等実施者)に、フロン充填回収業者
からも御提示ください。

フロン類充填回収業者の義務

⑧ フロンが充填されていないことの確認

(改正法第41条)

- ・第一種特定製品の廃棄時にフロン類が残存していないことを確認した場合は、確認証明書を交付(写し3年間保存)

確認証明書の記載事項

- 廃棄等実施者の氏名(名称、住所)
- 確認を行った第一種特定製品の種類と台数
- 確認をした第一種特定製品が確認前にあった場所(所在)
- 確認を行った充填回収業者の氏名(名称)、住所、登録番号
- 確認証明書の交付年月日
- フロンが充填されていないことを確認した日

フロン類充填回収業者の義務

⑨ フロンの引渡義務（法第46条第1項）

- ・ 引き取ったフロンは、原則「破壊業者」「第一種フロン類再生業者」に引き渡すこと（都認定の施行規則第49条_{第1号}業者（旧7条業者）に引き渡すことも可。）。

Q 再生（破壊）証明書はどうしたらいいですか？

A 第一種フロン類充填回収業者は再生（破壊）証明書の写しを3年間保存することとされています。

管理者には迅速に回付してください（管理者は、この証明の確認のみで保存義務がありません）。

フロン類充填回収業者の義務

⑩ 充填量・回収量等に関する記録と保存（法第47条第1項）

- ・ フロンの充填量及び回収量について、記録を行い、その記録を5年間保存すること。

■ 記録事項
・ 第一種特定製品の管理者と整備業者の氏名(名称)及び住所
・ 第一種特定製品に充填した年月日
・ 充填した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量
・ 設置時の充填か、整備時の充填かの別
・ 第一種特定製品の管理者、第一種特定製品の廃棄等実施者、整備業者、引渡受託者の氏名(名称)及び住所
・ 第一種特定製品から回収した年月日
・ 回収した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量 （回収した後に、再び当該機器に充填した量は除く。）
・ 整備時の回収か、廃棄時の回収かの別

フロン類充填回収業者の義務

■記録事項のつづき

- ・ フロン類が充填されていないことの確認をした年月日、確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名(名称)及び住所 ※改正法
- ・ 充填されていないことの確認をした第一種特定製品の種類と台数 ※改正法
- ・ 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ フロン類破壊業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ 施行規則第49条第1号の都認定の業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ 再生業者許可前の施設で、その施設の性能検証に使用するためのフロンの引渡しがあった場合(施行規則第49条第2号の規定)はその記録(引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称))

フロン類充填回収業者の義務

⑪ 充填量・回収量等の都への報告 (法第47条第3項)

- 前年度に行った充填業・回収業の記録をもとに、年度終了後45日以内に東京都へ報告すること。
- 東京都では、毎年3月に当該年度の報告について様式等を送付。これには、前年度報告の「年度末に保管していた量」を、「年度当初に保管していた量」に記載済（確認をしてください。）

(注意) 充填のために新規購入して保管しているフロンは、「年度当初に保管していた量」や「年度末に保管していた量」に含めないでください。

報告の事項

第一種特定製品（エアコン・冷凍冷蔵庫）別、及びフロンの種類別に以下について報告書を記載

- ✓ 設置・設置以外別の充填量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の回収量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の年度当初に保管していた量
- ✓ 整備・廃棄等別の再生業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の破壊業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の自ら再生し、充填した量
（この場合、設置・設置以外の充填量・台数にも記載）
- ✓ 整備・廃棄等別の省令第49条第1号の業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の年度末に保管していた量

※令和3年度（令和2年度報告分）からはフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数の報告も必要

報告の事項

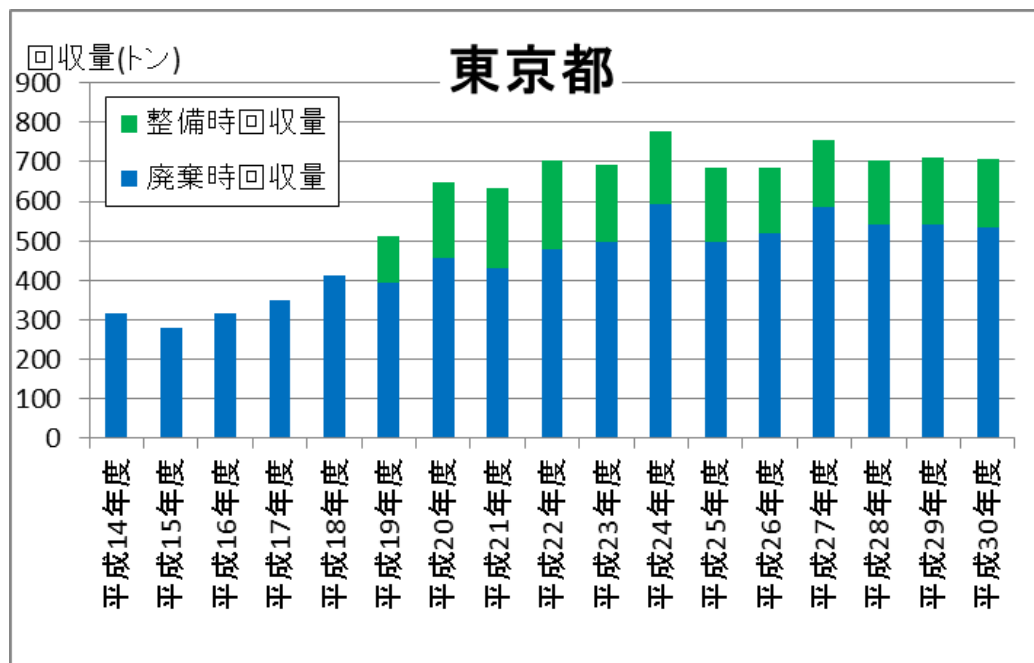
第一種フロン類充填回収業者のフロン類 充填量・回収量等に関する報告書 様式抜粋

CFC (R11、R12、R113等)							
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外	
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4 台	10 台	0 台	0 台	4 台	10 台	
①充填した量	12.50 kg	5.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	12.50 kg	5.20 kg	
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計		
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等	
CFCを回収した第一種特定製品の台数	10 台	3 台	0 台	0 台	10 台	3 台	
②回収した量	30.00 kg	10.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	30.00 kg	10.20 kg	
③年度当初に保管していた量					0.00 kg	2.00 kg	
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg	
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					30.00 kg	12.00 kg	
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg	
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg	
⑧年度末に保管していた量					0.00 kg	0.20 kg	

フロン類回収量等の推移

平成30年度の集計結果(東京都)

充填量	[kg]	544,379
充填台数	[台]	62,492
回収量	[kg]	707,250
回収台数	[台]	142,950



フロン排出抑制法に基づく回収量等の推移

平成30年度充填量回収量報告(東京都)

	単位	30年度	29年度	増減 (30年度-29年度)
充填量	t	544	507	38
充填台数	台	62,492	59,123	3,369
年度当初保管量	t	30	22	8
回収量	t	707	712	△ 5
CFC	t	24	17	6
HCFC	t	335	363	△ 28
HFC	t	349	331	17
回収台数	台	142,950	142,677	273
自ら再生後、充填	t	21	5	16
49条業者へ持ち込み	t	194	235	△ 41
再生業者へ持ち込み	t	66	55	11
破壊業者へ持ち込み	t	422	408	14
年度末保管量	t	34	31	3

- ・充填量の約4分の3がHFC
- ・29年度と比較して大きな傾向の変化はない

充填回収業者に関する主な罰則規定等

充填回収業者に関する主な罰則規定等

○みだり放出

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○更新が切れてしまった状態で充填回収業を行った

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○充填証明書(回収証明書)の未交付

→ 都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○充填基準・回収基準が守られていない

→ 都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○引取証明書を交付しなかった

→ 廃棄等実施者から都道府県への通報

都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○充填量回収量の未報告

→ 20万円以下の罰金

指導等の事例

☑ 充填量回収量の報告を数年間提出していないが、更新申請を行った。

→ 立入検査を実施し、口頭で指導を行いました。

体制改善について報告(書面)させ、その後、更新の通知書を渡しています。

☑ 有効期限が切れたのに気づき、新規で登録申請

→ 状況を確認のため立入検査を行いました。

期限の切れた間は業の取組がないことを確認し、口頭で指導後、新規登録の通知書を渡しています。

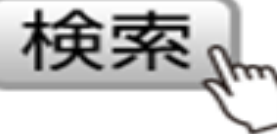
指導等の事例

- ☑ 回収証明書の一部に誤った記載を確認
 - この回収証明書は、現場で発行できるレシートタイプのものでした。訂正を促すとともに、管理者に渡す際に、再度確認するよう助言しています。
- ☑ 行程管理票の回収依頼書の記載必須事項に、空欄（特に交付日欄が空欄です。）
 - 回収依頼書を受け取る際、記載内容の確認を行うよう助言し、廃棄等実施者に対しても、適切な記載を行っていただけるよう周知をお願いしました。

皆様におかれましても
引き続き適正な充填・回収を
よろしくお願いいたします

ホームページにも各種情報を掲載しています
<http://www.kankyo.metrotokyo.jp/safety/cfc/index.html>

東京都 フロン対策



東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当
03-5388-3471(直通)